

Title	支那事変下に於ける我が国物価対策の若干問題
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.11 (1938. 11) ,p.1491(25)- 1520(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19381101-0025
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381101-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

金原賢之助

目次

- 一 支那事變以來の物價の推移
- 二 物價對策と其の段階
- 三 物價對策に關する思潮
 - (イ) 對立した二流の思潮
 - (ロ) 自由對策の成立する場合
 - (ハ) 爲替・貿易の自由と物價
 - (ニ) 自由對策から強權的對策へ
- 四 物價對策の進展
 - (イ) 第一期・暴利取締及び自主的價格統制
 - (ロ) 公定價格制
 - (ハ) 物資の使用制限及び配給
 - (ニ) 物價調整の機構

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

一 支那事變以來の物價の推移

戰時經濟の順調な運営のためには、物價の騰貴を極力抑制する必要があることは、理論的に言つても、又先例に徴しても、明白なところである。併し、實際上、如何にして物價騰貴を抑制するかは政策問題に至ると、事は決して單純なものではない。茲では、支那事變以來の我が國物價政策の推移を概観しようとするのであるが、それに先立つて、物價自體の推移を一應考察しておかう。蓋し物價政策の推移は、物價のそれに對應してゐるからである。先づ事變以來の物價及び生計費の推移を挙げると、次の如くである。

年 月	物價指數		生計費指數	
	卸 賣	小 賣	勞働者	俸給生活者
一一・六	二三八・三	一七一・四	—	—
七	二三八・九	一七二・四	一〇〇・〇	—
八	二三四・七	一七三・九	一〇〇・六	一〇〇・六
九	二三八・五	一七七・六	一〇一・七	一〇一・七
一〇	二三六・五	一七九・二	一〇一・八	一〇一・八
一一	二三七・六	一七九・六	一〇一・八	一〇一・六
一二	二四一・二	一八二・四	一〇三・〇	一〇二・九
一三・一	二四五・三	一八四・六	一〇四・四	一〇四・二
二	二四九・三	一九〇・四	一〇五・八	一〇五・五

三	二五一・五	一九二・七	一〇六・八	一〇六・三
四	二四六・八	一九七・六	一〇八・〇	一〇七・五
五	二四八・九	一九七・六	一〇八・三	一〇七・七
六	二五四・三	一九六・九	一〇九・〇	一〇八・四
七	二五四・三	一九九・三	一一二・二	一一一・六
八	二五一・八	二〇三・一	一一三・三	一一二・七
九	二五一・八	二〇四・三	一一三・二	一一二・六

備考 物價指數は日銀調、生計費指數は内閣統計局調全國分。

即ち卸賣物價指數は、十二年七月の事變爆發以來數ヶ月の間は寧ろ低落の傾向をさへ示し、漸く十一月から再騰貴の形勢を現はすに至つた。併しそれが爲めに、同年中に於ける騰貴は極く微弱なもので濟んだのである。然るに十三年に入るや、その騰勢は頗る急激となり、四月に稍々反落を示したが、その後六、七月の頂點に至るまで、依然騰勢は緩められなかつた。而して事變の前月たる十二年六月と十三年七月との間に於いて、卸賣物價は六・七パーセントの上昇を記録した。

事變一ヶ年間に於けるこの上昇率は、戰時物價が問題とされてゐた際としては、寧ろ微弱に過ぎなかつたものと見える。併しこれには理由があつたのであつて、それは、事變前の物價にまで遡らなければならぬのである。換言すれば、我が國物價は事變前に於いて、既に相當の高位に在つたのである。

即ち我が國物價は、周知の通り、昭和十一年末から十二年春にかけて急速な歩調を以て騰貴を續け、十二年四月

を以てその頂點に達した。この四月に終る半ヶ年間に於ける騰貴率は實に三三・八パーセントであり、四月に於ける指數は二四八・〇の高位であつた。この指數は結局十三年一月までの間の最高位であつた。斯くの如く急激な騰貴を示した原因は、(一)我が國準戰時豫算の見透し、(二)世界的な物價昂騰、(三)我が國關稅改正の見越、(四)輸入爲替許可制強化の見越等であつた。

然るに四月以降に於いては、世界的軍備擴張の一巡や農産物の豊作による値下り等のために反動期に入つた結果、我が國物價も反落を示し、一高一低を繰返しつつあるところに支那事變の勃發を見るに至つたのである。而して前述の如くに、十月までは一高一低の裡にも寧ろ低下の傾向を示し、十一月からは稍々騰勢に轉ずるに至つたのであるが、兎に角右の結果、事變以來半ヶ年間に於ける騰貴率は一・二パーセントといふ微騰に過ぎなかつたのである。かく事變第一次段階に於ける物價が比較的騰貴しなかつた理由としては、(一)既に準戰期に比較的大巾の騰貴を示した事、(二)戰爭初期に於いて國民の消費節約が行はれたこと、(三)戰費の支拂が進捗しなかつたこと、(四)商品ストックが相當存在したこと、(五)世界的に物價が反落してゐること、等に負ふ所が多かつたものと認められる。然るに、南京陥落を境として事變が第二次段階に移行するや、物價昂騰の徴候は隨處に現はれ始め、その勢ひも相當急激であつたが、折柄行はれた綿製品へのス・フ混用の強制が純綿製品に對する突發的需要を喚起したことは、物價及び物資に對する世人の關心を頗る緊迫せしむるものがあつたのである。

以上の如き物價の推移は、之をその内容から見ると一層明白に認識されるのであるが、茲ではその概略を指摘するに止める。

年月日	總指數	國內品	輸出品	輸入品
A	一一・六・三〇	一五二・四	一三一・〇	一三六・四
B	一一・六・三〇	一八八・〇	一四〇・八	一六三・三
C	一三・六・三〇	二二七・〇	一五五・二	一八一・六
騰落率	A—C	三三・三%	一五・五%	一七・三%
(△低落)	B—C	一五・四%	一〇・二%	一一・二%
備考	三菱經濟調に據つて算出す			△一一・一%

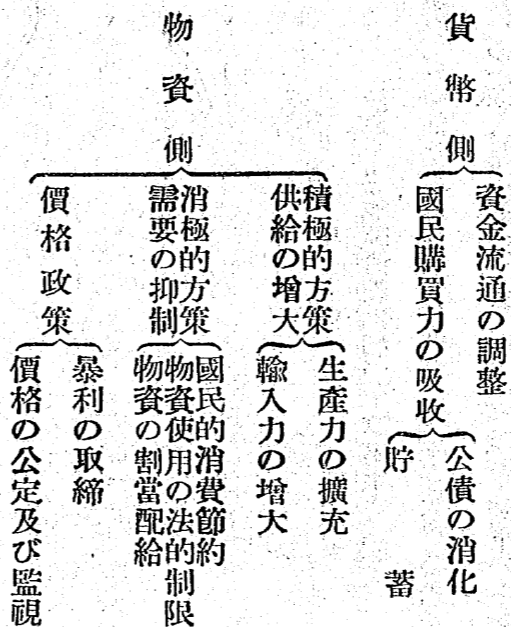
事變勃發の前後各一ヶ年を採つてみると、この二ヶ年を通じて總指數は三三・三パーセントの暴騰であるが、それは主として輸入品に於ける三〇・八パーセントの上昇が示す通り、世界的物價高に照應したものである。しかも、その上昇の大部分は事變前の一ヶ年の間に屬するもので、事變後の一ヶ年間に於いては、輸入品は寧ろ微落を示し、總指數に於いても、一五・四パーセントの騰貴に過ぎなかつたのである。併しその代りに、國內品及び輸出品の割高となつたことが示されてゐる。

ところで、小賣物價指數をみると、事變以來、上昇の一途を辿つて來た。たゞ一四一三年六月に輕微な低落を示したが、それ以外は十三年九月に至るまで低落を示した月がない。これは、卸賣物價指數が十一年秋から十二年春にかけて急騰を示した際にも、未だ小賣物價までは及ばず、小賣物價は寧ろ低位に在つたことに由るのである。従つて事變以來は益々上昇過程を辿り、殊に十三年春以來の上げ足は相當急速となつて來た。かくして、十二年六月

一 十三年六月間に於いて一四・九パーセント、十二年六月―十三年九月間に於いて一九・二パーセントの騰貴となり、騰貴率に於いて卸賣物價指數のそれを凌駕してゐるのみならず、實際に於いてこの指數の示す以上に小賣物價の騰貴が國民生活に影響してゐることは、周知の通りである。随つて生計費指數も、既掲の如く上向の一途を進んでゐるのであつて、此等は物價問題を一段と緊急化せしむる要因となつたのである。

二 物價對策と其の段階

茲に於いて、物價抑制の具體的對策如何の問題に入らなければならぬのであるが、その對策の範圍は頗る廣範であつて、全部を茲に擧げることが出来ないから、比較的直接の關係を有するものを表示しよう



ところで、以上の如き物價對策の施行には自ら寛嚴と時期とがあり、その進展には段階がある。諸國の先例を概観して一般的に言ふと、物價對策は――價格政策を中心としてみると――暴利の取締から價格の公定に及び、更に物資の直接配給に進むのが順序である。

然らば、事變以來に於ける我が國の對策は、如何なる經路を経てゐるか？ それは勿論、前述の如き物價の推移に對應してゐるのであるが、その具體的な發展は後に觸れることとして、之を概観すると、十三年第一及び第二・四半期の交を凡その境界として二期に分つことが出来る。第一期即ち事變の發生から十三年第一・四半期の終り頃までは自由主義的な對策の主として採用されてゐた期間で、之を自由對策期と假稱する。この期間にも前段と後段との二小期が分割出来るのであつて、之を分つ線は、事變後に於ける物價の最低水準を示した十二年十月に在り、十一月からは後段に移入してゐる。

第二期は十三年第二・四半期から第三・四半期中頃(八、九月の交)に至る期間であるが、この期間に於いては、經濟統制化の一環として、強權的對策が採用せられ、それが形式的に整備し來たつてゐる。故に之を強權的對策の整備期と言ふことが出来る。

右に續く時期は第三期であつて、既に形式的に整備した物價對策をば、更に一層長期戰時體制に適應せしめることを以て、その特徴とし、又はすべき時期である。

三 物價對策に關する思潮

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

(イ) 對立した二流の思潮

我が國物價對策の發展段階は大體以上の如くであるが、實際斯くの如き進展を示す間に種々の問題が提起された。就中採り上げべきものは、第一期の間に存した物價對策論争である、即ち、(一)我が國物價は既述の如く事變後直ちに急騰を示さなかつたが、世界主要國の物價が十二年五月以降反落傾向を辿つた爲めに、我が國物價は世界的趨勢を離れて獨歩高の傾向に存したこと、(二)従つて輸出貿易停頓の重大原因となると同時に、(三)他方國內物價の騰勢も漸次生産財から消費財へ、而して更に生活必需品にも及ぶに至つたこと、(四)而も八十餘億圓の豫算の施行と輸入制限の強化とによつて、物價騰勢は愈々刺戟されざるを得ないこと、此等の事情に當面して、如何なる物價對策が採らるべきかと重大な問題となつた。

この問題に關して現はれた思潮には凡そ二流の傾向の認め得べきものがあつた。即ち兩思潮とも、八十餘億圓豫算の施行に當り消費節約の缺く可からざることを認める點に於いては、歸を一にしてゐたのであるが、而も一方の思潮は、我が國物價の獨歩高及び騰勢は輸入の制限に起因するものと觀た。即ち、輸入爲替許可制の嚴格な運用は物資を不足にし、物資を不足にするから、一般の賣惜・買占の風潮を喚起し、従つて價格をより騰貴せしめるのであつて、これは結局圓爲替を釘付維持せんとする無理から來つたものである。故に、爲替及び貿易政策を自由にすれば、物價騰貴は抑制されるのみならず、世界物價までの下落が可能となり、輸出貿易の維持發展も達成し得るであらう、と言ふのであつた。これには平價再切下説も含まれてゐたが、假りに之を自由的對策と名付けておかう。

是れに反して、他の一方は、既に生活必需品の價格騰貴も顯著となりつゝあるのであるから、之を放置するとき國民の實質的所得の低下を進め、國民生活を脅かす虞れが多分にある。故に國家的干渉を以て極力物價の騰勢を抑制しなければならぬといふのであつた。即ちこれは、必要とあらば總ゆる物價に關する對策をば法的權能を以て遂行せねばならぬといふのであつて、之を強權的對策と稱することが出来る。

(ロ) 自由對策の成立する場合

今此等の思潮を比較吟味しておかうと思ふが、既述の通り我が國物價が國內品より輸出品、輸出品より輸入品がより割高であつたことは、自由對策思潮に對して根據を與へるが如く見られないでもなかつた。然らば、自由對策は果して成立し得たか？

自由對策は、前に指摘した通り、爲替及び貿易に對する拘束を撤廢することを以て根柢としたものであるが、その爲替相場に對する見解は大體爲替引下論として現はれた。併し其の見解の中には、後に觸れるやうに、或る程度の混淆が含まれてゐる。

今こゝでは爲替引下論として之を解釋しておくが、併し實際上かゝる説がどれ程の爲替引下を眼中に置いたかは明かでない。といふのは、孰れの説もこの點を明示したものがないからである。寧ろこの種の説は、爲替取引を自由にするといふ考へ方と、爲替引下論とが錯綜して成立してゐると云つてよいのであるが、併しこの種の説の觀るところでは、爲替及び貿易を自由にすることが、當時に在つてはインフレーションを醸成するどころか、却つて之を抑制す

ると考へたのである。即ち、爲替及び貿易を自由にすれば勿論爲替相場は低落するであらうが、併し止め度もなく低落するわけではなく、それには自ら限界があり、又却つてその事が國際收支の調整を齎らすと、斯う考へたやうである。

では一體、斯かる説が如何なる場合に妥當するかといふに、私の觀る所では、これは二つの場合に成立し得ると思ふ。

第一、この種の説には、一つの重要な前提がある。假令それは明示されてゐなくとも、少くとも暗黙の裡に認められてゐるのである。即ち、爲替及び貿易を自由にすれば、爲替相場は低下するであらうが、その結果外國品が割高となり、外國品に對する需要が抑制されるといふ點である。この前提が充たされる場合は即ち平時經濟の場合である。尙ほ一層理論的に云へば、輸入品が國內品に對する競争品であるか、若しくは國內に代用の存する場合である。若し輸入品が絶対必要品であるならば、平時經濟に於いても右の前提は與へられないわけであるが、併し一國の輸入品には幾多の種類のもが含まれてゐるのであるから、平時經濟ならば或る程度まで妥當し得る原則であると言つてよからう。

以上の如く、茲に問題としてゐる説は、平時經濟に於ける自由主義的經濟政策を主張してゐるのであるが、併し今日の如き戰時經濟に於いては、輸入品に對する需要は決して爾く弾力性のあるものではない。軍需關係品の輸入は絶対なのであるから、爲替相場が低落すれば、かゝる輸入が抑制されて平和的商品の輸入が容易となり、或は國

際收支がより容易に調整されるといふことはないのである。

第二、然らば戰時經濟に於いては、絶対に斯かる自由對策が成立しないかといふに、必らずしもさうではない。その成立し得る場合も考へられないのではない。即ちそれは、國內に於いてすべての商品が生産・配給・消費の全分野に互つて完全に統制されて了つてゐる場合である。この場合には、爲替及び貿易が如何に自由に放任されたからとて、自由に輸入して賣却する餘地がないから、思惑など試みることは出来ないのである。たゞ此の場合にも、再輸出原料品の輸入については、若干思惑の餘地が残るわけであるが、併し輸出の増加は急激には出来ないことであるし、又輸出向品の内地轉賣も不可能なのであるから、輸出し得ると豫想される以上の原料品輸入は出来ない筈である。斯様に戰時經濟下に於いても、自由對策の成立する場合があり得るが、併し斯うした場合は、自由對策論自身が所期した場合ではなく、逆に自由對策が自由でなくなる場合なのである。

以上の如く論じてみると、自由對策の成立し得る場合は、現下の戰時經濟ではあり得ないことが判るのであるが、もう少し議論を進めて、その根本的見解に存する若干の混淆を指摘しなければならぬ。

(ハ) 爲替・貿易の自由と物價

自由對策の成立する場合は、以上の如くであるが、然らば斯かる對策の結果は物價に如何なる影響をもつであらうか？

この點に關する自由對策の主張は斯うである。一般の見解によると、爲替が低下すれば、それ丈輸入品の價格が

割高となるから、國內物價を上昇せしめるといふのであるが、併し最近の我が國の情勢に於いては決してさうではない。既に前に指摘したやうに、我が國の物價騰貴は、輸入を嚴重に制限してゐることに歸因するものが多く、輸入品の國內價格の中には、輸入採算原價の數倍に上ぼつてゐるものが尠くないのである。斯かる價格の暴騰状態は、全く輸入制限の爲めなのであるから、この際、輸入を自由に行はしめるといふことを聲明し、之を實行に移せば、當然斯から種類の商品價格は低落し、一般物價水準を低下せしめる筈である。従つて、心配すべきものはインフレーションの悪化ではなく、却つて斯かる價格低落による財界の整理である、と言ふのである。

確かにこの主張の通り、假りに自由對策が採り得るものとすれば、それを採用すると聲明した丈でも、暴騰してゐる輸入品の國內價格は直ちに低落を演ずるであらう。併しながら右の如き主張には、爲替の地位に關して重大な誤解又は不明確が存してゐると思はれる。換言すれば、輸入を自由に行はしめる場合に、爲替相場が不變のままに維持されるか、或はそれが低下するか、又低下するとすればその程度はどの位であるか、といふ點に關して見解が不明確にされてゐるのである。而して右の主張に於いては、最初は爲替相場が低落すると述べて置きながら、後にはそれが低落しないものと假定してゐる。蓋しさう假定してこそ、輸入の自由化によつて關係輸入品の價格が下落する筈だからである。

一體今日の如く、國內價格の獨歩高によつて外國價格から離反してゐるに際し、輸入の自由化によつて、國內價格と外國價格とは如何にして均衡を回復するかといふに、それには凡そ三つの場合が理論上考へられる。

第一は、爲替相場が不變のまま維持される場合である。この場合には、國內價格が低下して外國價格と再び均衡を回復するに至るであらう。

第二は、爲替相場自體が低落する場合であつて、この場合には、國內價格は名目的には低下せず、爲替相場の低落を通じて外國價格に對する均衡が回復されるのである。

今輸入の制限が急激に撤廢されるものとすれば、輸入取極めが忽ち殺倒し、爲替相場の低落が起ると想定するのは、至極自然であらう。この點については、或は斯う言ふ説もあらう。即ち、國內價格の低落が豫想され、さう輸入が多量には上ぼらぬであらうと。併し、平時經濟ならばさうしたことも考へられないではないが、今日の如く戰時經濟に在つては或る程度絶對的需要が存してゐるのであるから、寧ろ爲替の低下せぬ中に輸入及び爲替約定を締結しようとする運動が當然起るであらう。

故に、若し右の如く爲替相場が低落するとすれば、國內價格は下降せず、爲替相場の低落が國內價格と外國價格との間に於ける開きを解消せしめるに至るであらう。若しさうなれば、前記所説の主張の通りにはならぬわけである。併しこの場合でも、爲替相場の低下によつて、内外價格の間の開きが解消する以上、獨歩高であつた國內價格が、外國に對しては低下したと同じ結果となるのである。

故に若し我が國內に於いて、輸入品價格と國産品價格との間に從來何等の不均衡が存在しなかつたといふのであるならば、爲替相場の低落によつて我が國物價の不均衡はすべて是正されて了ふわけである。ところが既に事實の

示してゐるやうに、我が國に於ける輸入品價格と國産品價格との間には、著しい缺狀差が存續して來てゐるのである。それ故に、爲替の低落により、假令我が國物價の對外的不均衡は是正されるとしても、國內の諸價格に變動が起らぬ限り、それ等の間に於ける不均衡は是正されずに残るわけである。

第三、以上二つの場合には、輸入品價格の低落か、若しくは爲替相場低落か、孰れかによつて不均衡の是正される場合を想定したのであるが、その外に尙ほ一つの場合がある。而もこの場合の方がより現實的であり得るのである。即ち、輸入品價格及び爲替相場の兩者が孰れも低下し、不均衡の是正が兩者の運動によつて行はれるといふことである。換言すれば、今輸入の制限を急に自由にすれば、我が國に於ける輸入品價格は低下するであらう。それと同時に、輸入取極めの殺倒により爲替相場も低落するであらう。兩者各々がどれ程の低下を示すかは事實問題であつて、豫め之を判定することは出來ないであらうが、若し爲替低落がより、劇しいならば、間もなく第二の場合と同一結果に歸着するであらう。

兎に角、斯様に輸入品價格及び爲替の兩者の低落によつて、價格の國際的不均衡が是正されるとすれば、國內的には未だ或る程度の不均衡が残存するわけである。随つて今日の戰時經濟では、輸入を自由にし、爲替を低下したからとて、それ丈で物價問題がすべて解決されるわけではないのである。のみならず、現在我が國輸入品價格が外國價格以上に有する程度の割高は、輸入の自由化によつて全額解消したとしても、それは一時的に過ぎぬのであつて、その場合爲替相場の低落が隨伴する以上、その過度期が経過すれば、爲替低落の程度だけは價格は再び高められざるを得ないであらう。蓋しさう回復してこそ、外國價格との均衡が維持されることになるからである。

(二) 自由對策から強權的對策へ

以上の如く價格對策の第一期に於いては二つの思潮が見出されたのであるが、單なる自由對策には戰時經濟に適應せぬ點がある以上、強權的對策に向はざるを得ないのである。

然らば、何故強權的物價對策が採用されざるを得ないかといふに、それには幾つかの理由がある。

(一) 自由對策の主張は、物價問題をば主に對外問題として取扱つてゐる。現に我が國輸出が萎縮し、それが我が國物價の割當に依る所尠くないとすれば、對外的に物價對策を考慮する必要のあることは明かである。

併しながら物價問題は、決して此處に止まらぬ。既に戰時膨脹財政が決定を見てゐる以上は、それに基くインフレーションの發展を極力阻止して行くことは絶対に必要であつて、物價問題は國內問題として重要な半面を有してゐるのである。

(二) 物價の騰貴が、未だ原材料乃至卸賣物價の範圍に限られてゐた間は、その對策は對外的考慮を中心としても進め得られないものではなかつたと言ひ得よう。併し既に小賣物價の續騰を見てゐること統計の示す以上であるとすれば、必然對策は強權的ならざるを得ないのであつて、之を缺いては到底所期の目標は達成し得ないであらう。

(三) 自由對策によつて物資使用の方向が統制され得るならば兎に角、さうでない以上、——又統制されるとしてそれは戰時經濟の目的に副はないのであるから——、戰時經濟の目的に應ずるやうに物資使用の方向を規定しな

ければならぬ。換言すれば、必要な物資をば、極力軍需に振向けなければならぬのである。それが爲めに、物資の使用を制限するのは止むを得ない所であつて、既に當時に於いても鐵鋼、銑鐵、金、白金、銅、石油、棉花、羊毛、皮革、ゴム等の重要物資につき、使用を制限し又はせんとしてゐたのであるが、斯くの如き使用制限品の範圍が擴大される結果はどうであらうか？ 即ち、斯かる使用の制限によつて、當該物資の原料品としての需給は一應調整せられる。けれども最終消費品としての、若しくはそれに含まれる、當該物資の需給は決して調整されないのである。若し之を放置するならば、ストックの減少するに従つて、この種消費品の價格は騰貴するであらう。價格の騰貴は需要を抑制するわけであるけれども、戰時經濟に於いては價格騰貴を避ける必要があるから、隨つてこの種消費品の需給を人爲的に統制するの外に途は存しないのである。

(四) 自由對策によつて或る程度物價騰貴が抑制され得るとしても、前に指摘した如く、それが爲替相場の低下によつても招來されるものである以上、國內に於ける諸價格間の不均衡は全面的には是正されない。殊にそれは純粹の國內品にまでは及ばないのであるから、國內品の價格騰貴も抑制されるのでなければ、輸出品のコストの十分の引下げにはならぬのである。

(五) 以上若干の諸點から觀ても、強權的對策の必要なることは明かであらう。が併し又、強權的對策を探りさへすれば、直ちに解決出來ると單純に考へる者がある。例へば暴利取締を強化するとか、價格引上の停止を命令すれば、それでよいと言ふが如くである。併しそれ丈では少しも根本に觸れて居らないのである。換言すれば物資需

給の根本に遡らなければならぬのであるが、戰時下では供給は減少するともその緊急の増加は困難なのであるから、需要の側に於ける調整は不可避と言はねばならぬ。殊に政府資金の撒布が膨脹しつゝある場合には、極力國民購買力の吸収に力めなければならぬのである。

併しそれ丈では未だ十分でない。といふのは、例へば貯蓄の形式にて國民購買力を吸収しても、その吸収の結果行はれる消費の節約が、政府の期待する種類の商品に向けられるものは極つてゐないからである。言ひ換へると、購買力吸収による消費の節約は、國民各自の任意によつて行はれるものであるから、その節約をして先づ第一に供給の最も不足せる商品に向はしめなければならぬ。それが爲めには、法規によつて使用制限を實施したり、代用品を消費せしめたりするのみならず、必要の場合には切符等の方法によつて割當配給をも行はなければならぬのである。

四 物價對策の進展

(イ) 第一期・暴利取締及び自主的價格統制

では我が國物價對策は如何なる進展を示したか？ その段階の大體は既説の通りであるが、それ等の段階に於いて如何なる具體策が採られたかを概観しよう。

物價對策には、貨幣側面及び物資側面に幾多の方策の存することは前に指摘したが、之を別の觀方からすると、それには根本對策と應急對策とがある。

戦時に於けるが如く、物資需要の激増する際に於ける根本對策は、結局に於いて物資供給の増大策であり、物資供給の増大策は、國內に於ける生産力の擴充と、對外的には輸入力の増加とに歸着する。故に我が國に於いても、準戦期以來結城藏相によつて『生産力擴充』が強調せられ、昭和十二年以來『産業五ヶ年計畫』が施行されつゝある。又對外的には、幾多の輸出振興策並に産金獎勵策が實施せられ、輸入力の増加確保が企圖されてゐる。

又それ等に關聯した應急策としては、資金側に於いては、爲替水準の堅持、金準備再評價・金資金特別會計の設置並に金の現送、公債消化策、資金流通の調整(臨時資金調整法)等が採用された。物資側に於いては、輸出入品等臨時措置法に基く輸入の制限乃至禁止がある。

併し、物價に對してより直接關聯せる對策としては、先づ事變直後(八月三日公布施行)行はれた暴利取締令(大正六年九月農商務令第二十號)の改正強化に始つてゐる。即ち舊來の適用品目八品種を二十六品種に擴大したのである(其の後二回改正を加へられ、その品種は二十九に増加された)が、これと併行して行はれた重要産業統制法、重要物産同業組合法、貿易組合法、工業組合法、商業組合法、産業組合法等の統制規定中への價格協定及び共同販賣條項の挿入と相俟つて、戦時下に於ける不當利得抑壓の役割を擔當することゝなつた。先づこれが第一期前段に於ける物價對策を代表するものであつたと言へる。

然るに、既に暴利取締令はその制定當時から傳家の寶刀であつて、實際には無力であることが主張されたが、戦時物價對策としても決して有效な方策ではなかつた。即ち第一には、何が暴利なりや否やの判斷が極めて困難であ

つて、右の取締強化に際しても、商工、農林、内務三次官名を以て地方長官に對して發せられた依命通牒に於いて、「暴利なりや否やに就いては、當該物品の在來の平均利潤及び通常の生産費若しくは仕入原價を考慮して判斷すべく、平均利潤低下の趨勢に在るものはその點をも充分考慮すること」と述べられたが、斯かる平均利潤、生産費又は仕入原價の算出は至難なるを免れない。

その結果、通例常識判斷に依ることゝなり、實狀無視の非難が起るのである。

又、假令暴利なりや否やが結局判定出來たとしても、それが判つた時には時機既に過ぎることになるし、又戦時の如く諸掛りの増大する時には、假令平均利潤は下がつたとしても、生産費又は仕入原價は昇騰するのみならず、それが思惑取引に依ることが多い場合でも、コストの増大は増大であるから、物價の上昇を抑制することは甚だ困難となる。

更に暴利取締は効果を有するとしても、それは所謂暴利に對して有效なのであり、ジリ／＼と持續的に上昇する物價に對しては、之を抑制する力をもたぬのである。

以上の如くであるから、暴利取締が戦時物價對策の第一歩であることは孰れの場合にも示された所であるが、結局我が國に於いても對策はより、一段前進せざるを得なかつたのである。

而して第一期後段に於ける對策の特徴を成したものは、最高價格の自主的統制である。既に商工省は、かねて東西三綿絲取引所に對して、棉花及び綿絲の價格統制策を諮問してゐたが、その答申案を十二年九月二十四日に承認

し、十月二十三日には、綿業委員會をして立案せしめた棉花及び綿絲の最高標準價格を決定し、十一月一日から實施することゝなした。續いて十一月二十七日には縞三綾、ジーンズにも設定せられ、其の後ス・フ混紡糸、ス・フ、小巾白木綿、生ゴム、水銀、アルミニウム、苛性曹達等にも續々實施されるに至つた。(綿絲、ス・フ、綿製品に就いては後に廢止せられた。)

元來、自主的の最高價格制度は、商工省指導の下に、當該事業者の自治團體をして價格を決定實施せしむるものであるから、何處までも自主的協定を範圍とするもので、法的強制力に缺けてゐる。勿論當業者が飽くまで自主的に之を遵守すれば格別であるが、當該物資の供給が不足を告げ、而も需要側に於ける事業者は生産設備を擁してどうしても原料の入手を必要とするに際しては、自主的な標準價格は如何にするも維持することが出来ない。斯くして自主的の最高標準價格は、多く名目に止まり、實際にはそれを遙かに上廻つてゐることが公然の秘密となるに至つた。茲に於いて物價對策は、必然第二期の強權的對策に移行せざるを得なかつたのであつて、この新方策への轉換は十三年第二・四半期頃から開始されたのである。

(ロ) 公定價格制

第二期對策の特徴をなすものは、公定價格制、その監視、物資の使用制限・禁止並に配給制であつて、之によつて物價對策は最高の段階に到達したものと云へる。

價格公定制は、勿論若干の物資に就いては平時から施行され來たつてゐる。即ち、米穀統制法、糸價安定施設法、

重要肥料業統制法、重要産業統制法、石油業法等により米、硫安、生糸、石油等に適用されてゐるが、これ等は準公定價格制とも稱すべきものであつて、固より戰時統制經濟の必要に出でたものではない。

戰時公定價格制は物價委員會の組織と共に進展を示すに至つたものである。前述の如き諸方策にも拘らず、十三年春以來の物價の騰勢は急なるものがあつたのみならず、それが生産財價格から消費財價格へ波及し、一般的趨勢となるに至つたので、政府は「物價騰貴抑制の具體的方策」を研究調査するために、先づ中央物價委員會を設置した。

(物價委員會令、十二年四月二十二日)その第一回の會合は四月二十五日に開催されたが、その後幾回かの協議の後、六月二十三日に綿製品、麻製品、米材、皮革製品の若干に對する公定價格を答申した。元來中央物價委員會は商工大臣の諮問機關として設けられたのであるが、當時政府には戰時物價對策の確定案がなかつたので、勢ひ物價委員會の答申はそのまま採用されて實行に移されることゝなつた。かくて價格公定の全權が物價委員會に委ねられる結果となり、爾來公定價格は續々決定せられて、既に綿製品三百品種、その他各種の纖維品、工業藥品、食料品等に亘り七百品種以上に達して居り、十三年中には一千品種の價格が公定されるであらうと觀られてゐる。

ところで、物價委員會に於いて公定價格が決定されても、それが單に公表された丈では、當業者、組合等をして自主的に遵守せしめるの外はないわけであつて、暴利取締令が唯一の法的根據であるから、それでは第一期に於ける自主的統制と少しも變りがないのである。勿論輸出入品等臨時措置法に基いて之を強制することは出來たが、公定價格の決定される度毎並に品種毎に之を單行省令を以て規定することは到底繁雜に堪へぬものであつた。尤も原

料品に就いてはこれが行はれたのであつて、綿糸及び混紡糸に關する『綿糸販賣價格取締規則』、ス・フに關する『ス・テール・ファイバー及びステール・ファイバー糸販賣價格取締規則』、人絹に對する『人造絹糸販賣價格取締規則』、皮革に就いての『皮革配給統制規則』がそれである。即ち、此等の規則に基いて、商工大臣が當該價格を告示すれば、それが公定價格となり、之を超過する價格は絶対に抑止されるのである。(『繊維品販賣價格取締規則』及び『皮革製品販賣價格取締規則』は、それ等製品の配給統制と共に制定されたが、それ等は後述の『物品販賣價格取締規則』の制定に従つて、七月二十八日に廢止された。)

それ故に、吾々は、多數の日常使用品に關しては、これが統一的取締規定を要望したのであるが、遂に商工省は輸出入品等臨時措置法に基き『物品販賣價格取締規則』を七月九日に公布した。その骨子は次の如くである、

一、商工大臣が告示を以て物品を指定すると、その物品指定と同時に行為指定日(註)の販賣價格以上に引上げることが出来ない。(第一條)

(註) 物品指定日の前日とか、前々日とか、或はその他の適當の日を指定する。すると、その指定された日の販賣價格が最高價格となる。

二、商工大臣又は地方長官が販賣價格を指定すると、之を超えた價格で販賣することが出来ない。(第一條)

即ち一は物品販賣價格の一般的引上げ停止であり、二は最高價格の制定であつて、茲に至つては價格對策は最高段階の形式を備へるに至つたと言はなければならぬ。而も右の指定された價格は、その指定前になされた契約に

も適用されるのであつて、この點に於いて、果して斯かる省令を以て民法に基く契約を破棄せしめ得るかどうかと疑義を産んだが、兎に角それは事態の必要とした緊急方策であつたことを示してゐる。且つ販賣價格に關する罰則も、従來は暴利取締令に於ける三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に過ぎなかつたが、販賣價格取締規則の制定と共に、輸出入品等臨時措置法に於ける一ヶ年以下の懲役又は五千圓以下の罰金が適用されることとなり、一段と峻嚴なるものとなつたのである。

而してこの規則に基き商工大臣は、六月二十八日に各種纖維及び同製品を指定したのを初めとし、中央物價委員會に於いて最高標準價格の決定される度毎に、その物品を指定に加へてゐる。

かくして、一般物品の公定價格に對する法的根據が確立されると同時に、公定價格は、若し必要と認められれば、需給關係を離れて人為的高さに決定され得ることとなつたのである。それ故に、之を『物價管理令』と呼ぶことが多いためである。

(ハ) 物資の使用制限及び配給

物價騰貴を抑制するに當り、如何に價格を公定したからとて、その需給關係が均衡を失するまゝに放置されるならば、到底所期の目的を達成することは出来ない。故に我が國物價對策に於いても、需給の調整が既に第一期から行はれてゐる。

而して需給關係の調整は、戰時に在つては一般民需の抑制を根幹とせざるを得ないのであつて、政府は十二年十

月五日の閣議に於いて、(一)軍需資材並に輸入品及び輸出品を原料とする國內品の消費節約、(二)時局關係のため所得の増加する方面に於ける生計費増大の抑制、といふ方針を決定した、即ちこれが選擇的消費節約であつて、その節約さるべき品目として、棉花、羊毛、鐵、金、白金、銅、眞鍮、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、アンチモン、石油、ゴム、木材、紙、皮革、麻、石炭が指摘せられた。

併し、斯かる國民の自主的消費節約に俟つ程度を以てしては、到底戰線擴大に伴ふ軍需の増大に應ずることが出來ないので、消費節約は物資使用の強制的制限並に代用品使用に進展した。即ち十二年十月二十日施行の『鐵鋼工作物築造許可規則』、同十一月一日施行の毛製品への『ステープル・ファイバー等混用規則』、並に十三年二月一日施行の『綿製品ステープル・ファイバー等混用規則』を初めとして、續々同種の對策が採られた。(その商工省令は、後掲の輸出入品等臨時措置法に基く省令一覽を参照されたい。)殊に十三年六月二十三日に至り、物資動員計畫が改正公表せられ、これに於いて民需を制限すべき重要物資として各種金屬品等三十二品目が指定せられて以來、その大部分は強制的に民需を制限されるに至つてゐる。即、金、白金、銅、銑鐵、鋼材、鋼製品、綿製品、皮革、生ゴム、鉛・亜鉛・錫等の非鐵金屬、米松、工作機械等が是れである。

固より此の種の不足物資に就いては、右の如き民需制限を行つても、その配給が宜しきを得なければ、その制限された範圍内に於いても尙ほ且つ需給の均衡は保證されない。それ故に配給の統制は使用の制限と併行しなければならぬのであつて、十三年三月一日施行の『綿絲配給規則』以來、輸出綿製品、揮發油及び重油、鐵鋼、皮革、ゴム等

に就き法的統制を加へると同時に、銅、石炭、羊毛、人絹パルプ等に就き自主的配給統制を行つてゐる。(肥料、飼料、硫酸アンモニア等には、從來配給統制法が設けられてゐる。)

又配給の方法としても、生ゴム、國用綿絲、石油、銅、鐵鋼等に對しては切符配給制が採用されてゐる。

而して配給の統制を行ふに當り、政府は、當業者の團體をして自主的に統制せしめる方針を採つて來て居り、それに法定根據を與へるために必要に應じ省令又は告示を公布施行してゐる。従つて統制機關としても、商工省の指導の下に官民の需給統制會を組織して來たのであるが、第七十三議會に於いて、輸出入品等臨時措置法の改正により需給調整協議會等に関する規定が設けられたので、之により需給調整協議會が生産、配給、輸出、價格等の統制を行ふこととなつた。例へば綿需給調整協議會はその事例である。勿論その趣旨は、當業者の自治的統制を以て政府の統制を補完せしめんとするに在る。

孰れにしても、物價對策が強權的方向に進展するのに対応して、物資の使用制限及び配給の統制は重要物資に就き一般化するに至つてゐる。(註)

(註) 『輸出入品等に関する臨時措置に関する法律』に基く商工省令は次の如くである。

省令番號	件名	公布期日	施行期日
第二十三號	臨時輸出入許可規則	十月十一日	即日
第二十四號	鐵鋼工作物築造許可規則	同	十月二十日
第二十五號	ステープル・ファイバー等混用規則	同	十一月一日

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

四九 (一五二五)

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

第二十七號	硝酸ノ製造ニ關スル件	十月二十七日	即日
第二十八號	銅使用制限規則	十一月六日	十一月十日
第二十九號	臨時輸出入許可規則中改正ノ件	同	即日
第三十一號	重要物資在庫數量調査規則	十二月二十三日	即日
第三十三號	臨時輸出入許可規則中改正ノ件	十二月二十四日	即日
第三十四號	ステイプル・ファイバー等混用規則中改正ノ件	十二月二十七日	二月一日
第三十五號	綿製品ステイプル・ファイバー等混用規則	同	二月一日
第三十六號	白金使用制限規則	十二月二十八日	一月一日
第四號	綿製品ステイプル・ファイバー等混用規則中改正ノ件	二月十日	即日
第五號	纖維工業設備ニ關スル件	二月十二日	二月十八日
第六號	綿絲配給統制規則	三月一日	即日
第八號	揮發油及重油販賣取締規則	三月七日	即日
第十號	臨時輸出入許可規則中改正ノ件	三月二十三日	即日
第十八號	銅使用制限規則改正ノ件	四月二十三日	五月一日
第十九號	銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件	四月二十五日	五月十五日
第二十三號	綿製品ステイプル・ファイバー等混用規則中改正ノ件	五月十八日	五月二十四日
第二十四號	綿絲販賣價格取締規則	五月二十日	五月二十三日
勅令第三百六十八號	需給調整協議會令	五月二十五日	即日

第二十六號	需給調整協議會規則	五月二十五日	即日
第三十一號	ステイプル・ファイバー及ステイプル・ファイバー 絲販賣價格取締規則	六月十五日	六月十八日
第三十二號	ステイプル・ファイバーノ番手制限ニ關スル件	同	同
第三十三號	鐵鋼配給統制規則	六月二十日	七月一日
第三十四號	銑鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件中改正ノ件	六月二十九日	七月一日
第三十六號	纖維製品販賣價格取締規則	同	即日
第三十七號	綿製品ノ製造制限ニ關スル件	同	同
第三十八號	綿製品ノ加工制限ニ關スル件	同	同
第三十九號	綿製品ノ販賣制限ニ關スル件	同	同
第四十號	輸出綿製品配給統制規則	六月三十日	七月一日
第四十三號	皮革使用制限規則	七月一日	即日
第四十四號	皮革製品販賣價格取締規則	同	同
第四十五號	皮革配給統制規則	同	八月一日
第四十七號	臨時輸出入許可規則中改正ノ件	同	即日
第四十八號	毛製品ステイプル・ファイバー等混用規則改正	七月八日	七月十日
第四十九號	鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	同	八月十五日
第五十一號	鉛・亜鉛・錫等使用制限規則	七月九日	七月十五日
第五十二號	米販賣取締規則	同	即日

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

支那事變下に於ける我が國物價對策の若干問題

五二 (一五二八)

第五十三號	ゴムノ使用制限ニ關スル件	同	
第五十四號	ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件	同	
第五十五號	ゴム配給統制規則	同	
第五十六號	物品販賣價格取締規則	同	
第五十七號	鐵鋼工作物築造許可規則中改正ノ件	七月十一日	七月十五日
第六十號	工作機械供給制限規則	七月二十日	即日
第六十一號	輸出綿製品配給統制規則中改正ノ件	七月二十一日	同
第六十二號	綿製品ノ販賣ニ關スル件、綿製品ノ加工制限ニ關スル件ノ除外例ニ關スルモノ	同	同
第六十三號	人造絹絲販賣價格取締規則	七月二十三日	七月二十五日
第六十四號	人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件	同	同
第六十五號	纖維製品販賣價格取締規則中改正ノ件	同	同
第六十八號	物品販賣價格取締規則改正ノ件	七月二十八日	即日
第六十九號	臨時輸出入許可規則別表丙號改正ノ件	七月二十九日	同
第七十號	買上綿製品加工許可規則	同	同
第七十一號	綿製品販賣制限規則改正	同	同
第七十三號	銅使用制限規則改正	八月一日	八月十五日

(三) 物價調整の機構

茲で、我が國物價調整の現在機構をば、價格を中心として概括しておきたいと思ふ。

我が國現行の公定價格制度は、大體原料品と製品とに分つことが出来る。前者は十三年五月商工省内に設置された臨時物資調整局が主として之を擔當し、後者即ち日常使用品に就いては同省商務局がその中樞機關となつてゐる。(物價管理の徹底化のために臨時物價調整部を新設し、商務局の仕事に移管せんと議が起つてゐる)。

而して重要物資及び原料品に關しては、販賣取締規則乃至配給統制規則の如きが存在するものに就いては、商工大臣がその價格を告示すれば、それが遵守すべき最高公定價格となる。又然らざるものに關しても、物資調整局は、重要物資の配給その他の統制を管掌してゐるので、自主的統制價格の決定をも同時に之を行ふことが出来る地位に在る。

製品たる日常使用品に關しては、中央及び地方の物價委員會が、商工大臣又は地方長官に答申すれば、それがそのまま採用されて公定價格となる。尤も中央物價委員會の定める價格は、主として東京に於けるそれであつて、價格は地方により異なるのみならず、又地方によつて品種も若干相違するから、中央物價委員會の決定がそのまま、商工大臣により公定價格として告示されることは多くはない。併し中央物價委員會が公定價格を決定した物品に就いては、大體その翌日商工大臣は物品販賣價格取締規則による物品として指定するから、當該品種の價格引上は絶対に抑制されることになる。

中央物價委員會の答申した標準價格は、商工大臣に於いて、之を直ちに地方長官に通牒し、地方長官は之を當該地方物價委員會に諮問して答申あり次第之を告示するから、茲に當該地方に於ける公定價格として強制力を有する

ことになるのである。

既に公定價格制が採用されてゐる以上、その實際の運用に關し、監視の行はれる必要がある。その機關として設けられたものが物價調査員及び經濟警察の制度である。物價調査員は名譽職であり、又公務員たる資格を有し、定期又は臨時に公定價格ある物品の市價の調査をなすこと等により、地方長官の物價調整の任務を補完することゝなつてゐる。十三年度豫算に於いては、全國に三千人任命されることになつてゐる。違犯の摘發は勿論經濟警察の擔當する所であると言ふまでもない。

以上は、我が國現下の物價對策の發展段階と、その機構の概要である。之によつても概察し得られるであらうやうに、その對策は寔に整備し來たつてゐる。又確かにそれによつて、物價急騰の趨勢は之を抑制することが出來たと思ふ。併しそれは勿論未だ形式的整備に過ぎず、之を實質的に長期戰體制に適應せしめなければならぬ事態に到達してゐる。即ち前に指摘した通り、既に第三期に移行し又は移行すべき段階に在るのであつて、それ丈に幾多重大な問題が其處に伏在してゐる。それ故に、斯かる點を指摘し、之を検討する筈であつたが、既に豫定の紙幅を費したので、更めて之を取扱ふことにしたいと思ふ。(昭和十三・十・廿五稿)

明治初頭に於ける保護貿易思想と E. P. Smith の來朝

江 波 戸 靖

(一)

我國の海外貿易は、秀吉の時代や徳川時代の初めにはむしろ獎勵されて居たが、國內の政治的安定を紊すと考へてキリスト教を排斥したのに伴ひ、貿易國が制限せられ、又、十七世紀以來東方進出した西洋各國が植民地經營に必要な銅を日本に求めたので、幕府は金銀銅の濫出を憂へて次第に貿易を縮少して行つた。當時の貿易は尙國內産業と密接な關係を持たず、必需品の自給自足が行はれてゐた。かゝる時代の支配的思想は貿易を否定する重金思想であつた。幕末に至り最初に來たのは、當時西部擴張の完成に近づき、産業革命の進展しつゝあつた米國であつて、續いてヨーロッパの諸先進資本主義國が、世界市場の一環たるべきを求めて來航した。我國は無力なる爲に之を容れざるを得なかつた。關稅は次第に低下せしめられた。安政五年米國との修好通商條約に附せられた貿易章程にあつては船舶品、食料品、石炭等が五分なる他は總て二割、酒類は三割五分の輸入税の定めであつたが、英國との條約の際に、木綿及羊毛ノ織物が五分に加へられ、慶應二年五月の改稅約書に至つては、無稅品が増加し、輸出入の諸品すべて従價五分が基本となつた。しかも従價税は輸出港の價格から計算し、又従量税が多かつたから、後に物價騰貴に依つて實際には従價二分にも達しないものが少くなかつたと言はれる。當時歐米産業に於て支配的なり